

地域の会前回定例会以降の動き

令和4年1月12日

新潟県防災局原子力安全対策課

1 安全協定に基づく状況確認

12月10日、柏崎市、刈羽村とともに、発電所の月例の状況確認を実施しました。

[主な確認内容]

6号機大物搬入建屋杭損傷について、調査状況の説明を受けるとともに、現場確認を行いました。

2 新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会

12月23日、令和3年度第4回技術委員会を開催し、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策について議論していただきました。

また、東京電力から6号機大物搬入建屋の基礎杭損傷事象について報告していただきました。

※ 会議資料は下記ホームページアドレスに掲載

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/genshiryoku/gijyututop.html>

3 新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証委員会

12月27日、第20回避難委員会を開催し、テロリズムと避難における論点整理及び被ばくに関する考え方について確認しました。

※ 会議資料は下記ホームページアドレスに掲載

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/genshiryoku/1356877582245.html>

令和4年1月12日
新 潟 県

「地域の会」委員質問への回答

〈宮崎委員〉

(質問)

安定ヨウ素剤の服用タイミングについて、いつ、どのように決めるのか。

(第220回定例会)

回 答

原子力規制庁に確認し、次の回答を得ております。

P A Z内の住民については、全面緊急事態に至った場合には、原則として、原子力規制委員会が避難及び安定ヨウ素剤の服用の必要性を判断し、その判断に基づき、直ちに、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すため、その指示に従い服用することとなっている。

対して、U P Zの住民については、原子力規制委員会が原子力施設の状況、緊急時モニタリング結果等を勘案し、避難又は一時移転と併せた防護措置として、安定ヨウ素剤の配布及び服用の必要性を判断し、その判断に基づき原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出し、その指示に従い服用することとなっている。